

○神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンタージェンダー平等推進部門 協力職員要項

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター規則第4条第3項の規定に基づき、ジェンダー平等推進部門の協力職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協力職員は、本学におけるジェンダー平等の推進に関する理解及び識見を有する各研究科及び経済経営研究所の専任教員各1名をもって充てる。

2 協力職員は、学長が委嘱する。

(任期)

第3条 協力職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、協力職員が欠けた場合における後任の協力職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 協力職員は、ジェンダー平等推進部門と共に次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) ジェンダー平等推進に係る制度やサービスの提案及び周知に関すること。
- (2) ジェンダー平等推進に係る調査を実施する際の提案及び周知に関すること。
- (3) ジェンダー平等推進に係る行事の周知及び広報に関すること。
- (4) ジェンダー平等推進に係る意見、要望等の取りまとめ及びその提案に関すること。
- (5) その他ジェンダー平等の推進に関すること。

(部会)

第5条 協力職員は、下記のいずれか1つ以上の部会に所属し、部会の活動を行う。

- (1) キャリア形成支援部会
 - (2) 両立支援部会
 - (3) 環境改善部会
- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部会長及び副部会長が欠けた場合における後任の部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、協力職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に現に在任する神戸大学男女共同参画推進室規則(以下「規則」という。)の規定により任命された協力職員は、この要項の規定により任命される協力職員とみなし、その任期は、規則の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。